

# 「あいち花文化・花空間創出事業」委託業務仕様書

## 1 目的

花の生産日本一を誇る「花の王国あいち」を広く県民にPRするとともに、暮らしの中に本県の花を取り入れてもらう機運を醸成するため、本県の玄関口である名古屋駅周辺や県庁舎周辺に通年で本県産花きを装飾する「あいちおもてなし花壇」を設置する。

## 2 概要

県庁舎周辺及び名古屋駅前のおもてなし花壇を愛知県産花きで装飾する。

### (1) 実施時期

契約締結日（平成27年7月下旬予定）～平成28年3月31日（木）まで

### (2) 実施場所

ア 県庁本庁舎及び議会議事堂の正面玄関

イ 名古屋駅前おもてなし花壇

## 3 業務の内容

### (1) 県庁舎の花き装飾について

ア 期間 契約締結日（平成27年7月下旬予定）～平成28年3月31日（木）

イ 場所 県庁本庁舎及び議会議事堂の正面玄関

ウ 内容 ○本庁舎正面花壇 15㎡：5m×3m（石板含む）

本庁舎玄関 大型鉢（直径80cm程度）4鉢程度

○議事堂正面玄関 大型鉢（直径80cm程度）3鉢程度

※いずれも灌水装置及び花の王国あいちをPRするため当方が指定するデザインによる看板（大きさ約20cm四方、大型鉢に設置）を設置すること

月2回以上のメンテナンスを行うこと

なお、病気等により欠株が生じた場合、当初植えられた鉢数の2割を上限として、速やかに補植を実施すること

期間中、植え替えを3回実施すること（初回含む）

### (2) 名古屋駅前おもてなし花壇について

ア 期間 契約締結日（平成27年7月下旬予定）～平成28年3月31日（木）

イ 場所 名古屋駅前周辺

ウ 内容 ○モデル花壇設置 15㎡（通年）

花壇のデザイン及び月2回以上のメンテナンスを行うこと

期間中、植え替えを3回以上実施すること（初回含む）

なお、病気等により欠株が生じた場合、当初植えられた鉢数の2割を上限として、速やかに補植を実施すること

※名古屋市等関係者と調整の上、設置が可能な場所に花の王国あいち

をPRするため当方が指定するデザインによる看板（高さ約 30cm 横約 60cm）を設置すること

○中央花壇への花材提供（3回） 1カ所約 60 m<sup>2</sup>

9月、10月及び12月の指定された日に、指定された花材を指定された場所へ納品すること（合計 3号鉢換算で概ね 5,000 鉢）

※名古屋市等関係者と調整の上、設置が可能な場所に花の王国あいちをPRするため当方が指定するデザインによる看板（高さ約 30cm 横約 60cm）を設置すること

○街協花壇への花材提供（1回） 24カ所 約 120 m<sup>2</sup>

8月または9月の指定された日に、指定された花材を指定された場所へ納品すること（3号鉢換算で概ね 4,000 鉢）

### （3）使用する花材について

（1）及び（2）のいずれも使用する花材は、原則として愛知県産のものを使用すること

## 4 委託業務の対象経費等

委託業務の対象経費は、業務の実施に直接必要となる次のとおりとする。

経費項目	備考
花材費	原則として、愛知県産を使用すること
企画費	デザイン料
肥料農薬費	
自動かん水装置費	県庁本庁舎、議事堂
その他資材費	用土、鉢代、看板、シート等
人件費	植え替え、メンテナンス等
旅費	植え替え、メンテナンス
運搬費	花材や資材の運搬に係わる経費

## 5 実績報告書の提出

### （1）提出時期及び提出部数等

委託業務終了後、速やかに委託業務実績報告書を提出すること。

ア 委託業務実績報告書（A4版、横書き）正副各2部

イ 委託業務実績報告書を電子データ化したCD-R 1式

※写真はカラー印刷とする

### （2）提出先

愛知県農林水産部園芸農産課花きグループ  
〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2

(3) その他

委託業務実績報告書は、県と内容を検討の上、作成すること。

## 6 契約条件

(1) 契約形態

委託契約とする。

(2) 委託金額限度額

3,555千円以内（消費税及び地方消費税込み）

(3) 契約保証金

愛知県財務規則第129条の2により、契約金額の100分の10以上の金額とする。ただし、規則第129条の3各号のいずれかに該当する場合は全額又は一部を免除する。

(4) 契約期間

契約締結日（平成27年7月下旬予定）から平成28年3月31日（金）までとする。

(5) 委託費の支払条件

精算払いとする。

(6) その他

企画提案に基づく見積額は、契約時に至って同じ条件の下で、その額を超えることは認めない。

なお、提案内容等を勘案して委託費を決定するため、委託契約額が見積額と同じになるとは限らない。

## 7 その他

(1) 受託者は、受託業務の実施に当たり、委託者と十分な打合せを行うとともに、作業の進捗状況を随時、県に報告すること。

(2) 受託者は、業務の遂行上必要と認められるものであって、本仕様書の解釈に疑義が生じた事項及び仕様書に明記していない事項については、県と協議し、県の指示に従わなければならない。

(3) 受託者は、打合せのための資料作成及び議事録等の作成を行うこと。